

議案第 20 号

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例

川崎市貸切自動車条例（平成 17 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払われる運賃について適用し、施行日前に支払われた運賃については、なお従前の例による。

3 新条例第 4 条の規定は、施行日以後に運送を終了するものに係る料金について適用し、施行日前に運送を終了したものに係る料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、貸切自動車の運賃及び料金について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。